在宅の子育て支援の充実を

市政ク　坂本俊六

問：市では19年度、子どもをテーマに、様々な事業を展開されると聞いています。子どもは国の宝、地域の宝です。ぜひ、在宅で子育てをされている多くの親や家族の思いを受け止めて、それに応える事業展開を要望するとともに、すべての子どもたちが小学校入学時に同じスタートラインに立てるようにしていただけたらと思います。保育所は、希望するすべての乳幼児を受け入れるようにしてはどうでしょうか。無理ならば在宅保育サービス事業を積極的に取り入れてはいかがでしょうか。

答（市長）：核家族化の進行等により、子育てに悩みや不安を抱えている家族が増えており、その負担や不安を軽減するため、地域全体で子育て支援していく必要があると考えています。希望するすべての乳幼児の保育受け入れについては、現在、保健相談センターや子育て支援センターが拠点となり、乳幼児健康診査や地域育児相談等のほかに、すくすくサロン・講座等を実施しています。また、在宅の子育て支援は、16年10月から一時保育、18年10月からファミリーサポートセンター事業を実施するとともに、新規事業として病後児保育も開始します。今後も引き続き、必要な人に必要なサービスを基本に事業を行っていきます。

ひとり親家庭への経済的支援策を問う

無会派　奥村正憲

問：ひとり親家庭は就労と養育の両立に伴う諸困難があり、共働き世帯に比較すると低所得の場合が多く見受けられます。低所得による経済的不安を解消するための施策が必要です。こうした中、厚生労働省は、生活保護世帯の母子加算制度の廃止を検討しており、働きたくても働けない状況下のひとり親家庭が、さらに追い詰められることになるわけです。市として、児童育成手当のようなものを支給できないか伺います。

答（市長）：ひとり親家庭は増加傾向にあり、現在650世帯となっています。市では15年度より母子自立支援員を配置し相談等を実施しています。経済的支援としては、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成制度など行っています。手当ての支給を受け生活の安定を図ることも方法ですが、国は自立支援の方向に移行しており、本人の自助努力により、生活の安定を図ることが大切なことと考えています。

児童福祉課でお気軽にご相談を！

利用者負担の軽減とサービス事業者への対応は？

市政ク　矢野　眸

問：障害者自立支援法の施行により、障害者福祉サービスの利用者は利用料の1割を負担することになり、低所得の障害者の中には、利用者負担に耐えられず利用をやめたり控えたりするといった事例が本市をはじめ、全国で相次いでいます。市でも何らかの援助策をとるべきと考えます。

また、障害者福祉サービスを提供する事業者の問題として、報酬単価の引き下げや日払い方式は、事業者の経営不安を招き、事業所の閉鎖や縮小を余儀なくされています。

福祉サービスの提供基盤が失われることは、制度の根幹に関わる問題です。市内の施設や事業者の状況と、市の対応について伺います。

答（市長）：利用者負担の問題ですが、政令市などでは、介護給付、訓練等給付そのものの上限額の負担軽減を実施していますが、多数ではありません。

本市でも、地域生活支援事業で非課税者は自己負担なし、課税者には、5％に軽減しています。

また、福祉サービス事業者を取り巻く状況は厳しいものと認識しています。国・県は一時的激変緩和措置や自立支援法内への移行推進事業を打ち出しましたが、市でも、市単独加算で事業者を支援していますのでご理解願います。

社会就労センターではパンづくりも

市の遺産一同に展示可能な資料館を！

海友ク　橘川芳夫

問：先般視察した美濃国分寺跡は、すでに整備が完了し、隣接地に歴史民族資料館が建設されていました。本市の相模国分寺の早期整備、郷土資料館建設の念を強くしたところです。

温故館は耐震診断の結果、危険と判断し閉館に至った経緯は承知していますが、文化会館の展示ホールで一部展示されているとはいえ貴重な資料が容易に市民に触れられなくなった感は否めません。旧村役場の建物の存続とは別に、貴重な文化資料を安全に保管するとともに一同に展示し市内外の人に見ていただく場が必要と考えます。

答（教育長）：市には相模国分寺跡など多くの重要な遺跡が存在し、昔の生活様式や遺跡等を知る機会を市民に提供することは重要であり、これらを保存・展示するには現在の施設では不十分であると考えます。教育委員会としては、第4次総合計画で新たな郷土資料館の建設を提案していきたいと考えています。

村役場として使われていたころ（参考）

柏ケ谷市営住宅跡地の活用を！

共産党　志村憲一

問：市長は昨年の3月議会で柏ケ谷市営住宅跡地の活用に対して、市営住宅管理計画に基づき、少子高齢化に伴う多様な市民ニーズに対応するため、他の公共施設用地などに活用または売却すると答弁していますが、どのような検討をしているのか伺います。

答（市長）：柏ケ谷住宅跡地は、17年11月に行政財産の用途廃止がされ、普通財産として管理しています。現在、病院建設に伴う仮設事務所および工事用進入路として、19年7月まで貸し付けを行っています。普通財産は、特定の利用目的を有しない処分可能な財産ですので、遊休化あるいは不必要となった場合は処分していこうと考えています。同跡地についても、貸付期間が終了しましたら、利活用を検討し、その計画がなければ売却します。その際予想される売却額は1億8000万円ほどを見込んでいますが、売却代金は市営住宅建設基金に積み立て活用していきます。

事業系ごみ削減市の有効策は!?

公明党　福地　茂

問：企業によっては、事業系ごみ削減等、真剣に環境問題に数多く取り組んでいます。以前、環境負荷の軽減に取り組む事業者に対し、エコショップとして市が認定したらどうかという提案をしましたが、企業の体力の差など、一律に進めるには課題があるようです。しかし、小さなことでも何か工夫を凝らし実施していけば結果が出てくるのではないでしょうか。事業者と協働してできる取り組みについて伺います。

答（市長）：本来、事業系のごみについては、事業者自らが対応すべきものですが、行政としても出来る範囲で支援を行っていく考えです。

一部の事業者では、生ごみ処理機を導入し効果を出しており、普及拡大を図っていくとともに、減量に努める事業者を優良事業者として認定する制度も必要であると考えます。エコショップ制度の認定については、今後、事業者や商工会議所と調整していきます。

人権施策推進指針の策定を

ネット　三谷裕美子

問：市役所窓口で様々な支援を必要とする市民と接する職員は、市民の人権を尊重し、一人ひとりの実情を理解する事が重要です。支援を必要とする方への対応を個人の努力や資質に任せるのではなく、行政責任において、人権施策推進指針を策定し、職員の人権啓発、人権研修を計画的に行うべきと考えます。その上ですべての行政施策を人権の視点から見直し、人権尊重のまちづくりを推進していただきたいと思います。

答（市長）：職員に対しては、日ごろから市民の目線に立っての発想や行動を求めるとともに、職員研修でも、随時、人権に関わるテーマを組み込み、人権や男女共同参画等を意識し、日常業務に取り組むよう求めています。人権施策推進指針については、今後も情報収集に努め、どのような視点からまとめ、どのような内容を盛り込むか、その必要性を見きわめていきたいと考えています。